

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行情報 平成 21 年中間事業年度」(以下「本発行情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 21 年 9 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、本発行情報概要書の日付現在において判断したものです。
2. 機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「金融商品取引法」といいます。)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行情報概要書には機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 東京 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【業績等の概要】	3
2【対処すべき課題】	11
3【事業等のリスク】	18
4【経営上の重要な契約等】	19
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】	19
第3【設備の状況】	20
1【主要な設備の状況】	20
2【設備の新設、除却等の計画】	20
第4【機構の状況】	21
1【出資金等の状況】	21
2【役員の状況】	21
第5【経理の状況】	22
【中間財務諸表等】	23
(1)【中間財務諸表】	23
①【中間貸借対照表】	23
②【中間損益計算書】	24
③【中間純資産変動計算書】	25
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	27
(3)【主な資産及び負債の内容】	41
(4)【その他】	41
第6【機構の参考情報】	41
監査報告書	巻末

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

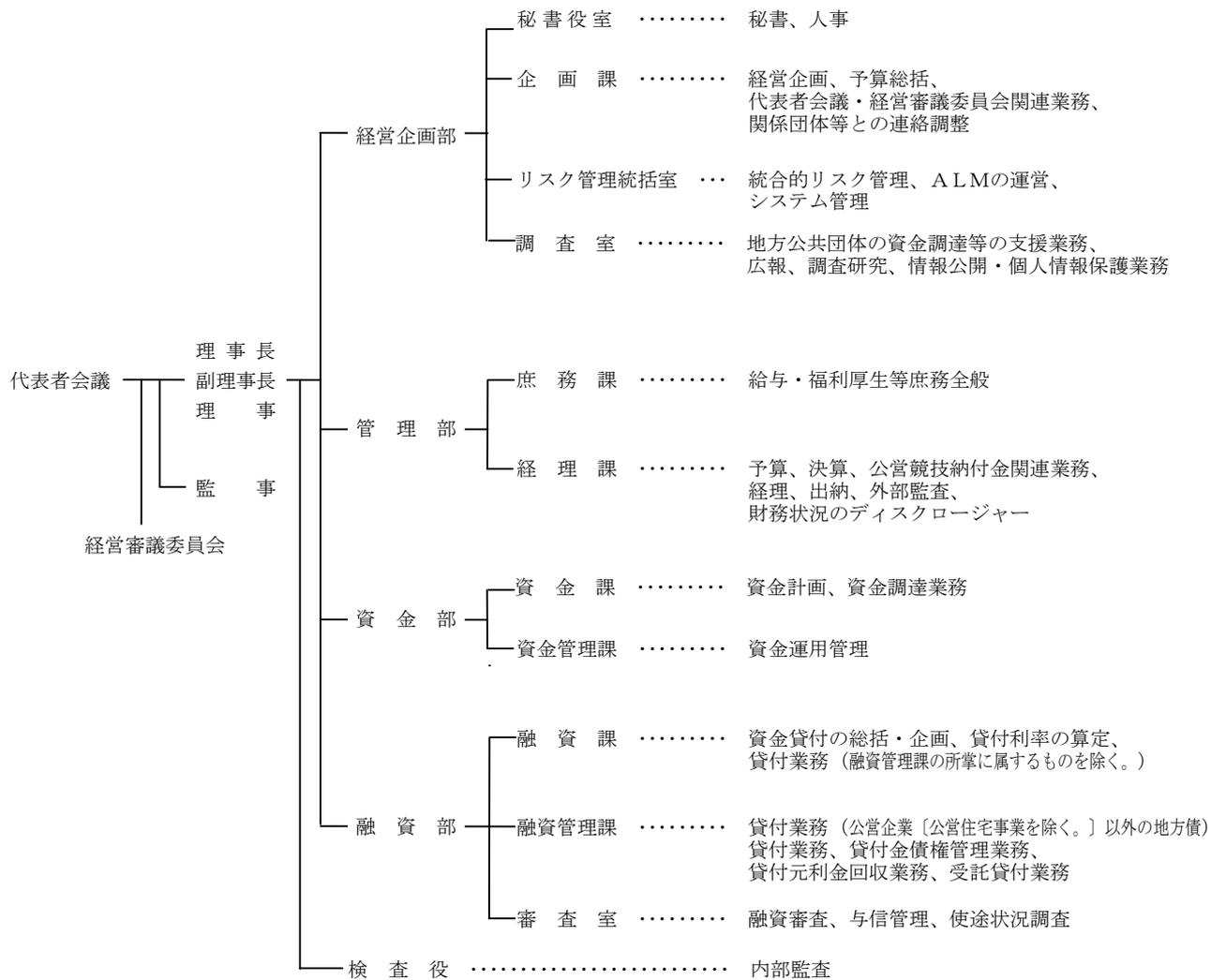
回次		第2期中	第1期
決算年月		平成21年9月	平成21年3月
経常収益	(百万円)	280,672	291,330
経常利益	(百万円)	128,382	130,697
当期純利益	(百万円)	6,394	20,425
出資金	(百万円)	16,602	16,602
純資産額	(百万円)	58,318	53,087
総資産額	(百万円)	23,284,034	23,369,616
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	286,017	15,388
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△293,651	472,635
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	△310,332
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	247,956	255,591
職員数	(人)	79	79

- (注) 1. 機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成していません。
2. 機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 機構の第1期は平成20年8月1日から平成21年3月31日までの8カ月となっております。
- なお、平成20年10月1日に、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫(以下、「公庫」といいます。)の一切の権利及び義務(同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成20年10月1日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成21年2月12日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。
4. 公庫の出資金166億円(全額政府出資)については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。機構の出資金は、全地方公共団体(都道府県・市区町村)の出資によるものであります。
5. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

2 【事業の内容】

当中間事業年度において、機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 21 年 9 月 30 日現在)



3 【従業員の状況】

平成 21 年 9 月 30 日現在における機構の職員数は、79 人となっております。なお、職員の給与の支給基準については、一般職の国家公務員の給与に準ずることとしております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,806億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,805億円であります。また、経常費用は1,522億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,469億円であります。

この結果、経常利益は1,283億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額76億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,296億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は63億円となっております。なお中間純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が28億円、管理勘定が35億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆2,840億円、負債の部につきましては債券等の23兆2,257億円、純資産の部につきましては地方公共団体出資金等583億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,860億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは2,936億円の支出となり、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は2,479億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成21年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

また、国の平成21年度補正予算(第1号)(平成21年5月29日成立)に追加計上された公共投資を円滑に実施するため、公的資金等の所要額の確保を図ることとして改定されました。

その結果、平成21年度の地方債計画は、総額14兆5,844億円規模とされ、そのうち一般会計債は6兆4,012億円、公営企業債は2兆4,646億円、臨時財政対策債は5兆1,486億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債5,283億円、公営企業債8,547億円及び臨時財政対策債5,000億円の計1兆8,830億円が計上されました。

(貸付計画)

平成21年度の貸付計画は、1兆4,290億円(当年度分6,470億円、過年度分7,820億円)といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、4,131件、3,569億68百万円(すべて過年度分)の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、市(指定都市を除く。)に対するものが最も多く、73.4%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・受託貸付(公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け)

株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、30億86百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還(交通事業の地下鉄事業特別債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還)の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成21年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金186,957件、7,249億3百万円、利息225,617件、2,809億32百万円を収納したほか、繰上償還として元金93件、22億2百万円及びこれに伴う利息93件、2百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

当中間事業年度末における公社貸付を含む長期貸付残高は 225,451 件、21 兆 8,451 億 50 百万円で、その事業別残高は 7 ページの表のとおりであります。

また、当中間事業年度末における受託貸付残高は 27,485 件、3,635 億 44 百万円であります。

平成 21 年度地方債計画資金区分（改定後）

（単位：億円）

項 目	平成 21 年度地方債計画				
	合 計	財政融資	地方公共団体 金融機構	国の予算 等貸付金	民間等 資 金
一 一般会計債					
1 一般公共事業	24,113	10,940			13,173
2 公営住宅建設事業	1,532	663	258		611
3 災害復旧事業	372	372			
4 教育・福祉施設等整備事業	6,388	3,540			2,848
(1) 学校教育施設等	2,313	1,300			1,013
(2) 社会福祉施設	252	178			74
(3) 一般廃棄物処理	1,153	1,045			108
(4) 一般補助施設等	1,970	1,017			953
(5) 施設（一般財源化分）	700				700
5 一般単独事業	24,564	442	5,025		19,097
(1) 一 般	4,696	10	134		4,552
(2) 地域活性化	683		209		474
(3) 防災対策	972		301		671
(4) 合併特例	9,500		2,336		7,164
(5) 地方道路等	8,713	432	2,045		6,236
6 辺地及び過疎対策事業	3,256	3,256			
(1) 辺地対策	499	499			
(2) 過疎対策	2,757	2,757			
7 公共用地先行取得等事業	487				487
8 行政改革推進	3,200				3,200
9 調 整	100				100
計	64,012	19,213	5,283		39,516
二 公営企業債					
1 水道事業	3,594	1,807	1,576		211
2 工業用水道事業	292	82	144		66
3 交通事業	2,500	524	816		1,160
4 電気事業・ガス事業	36	22	14		
5 港湾整備事業	555	216	53		286
6 病院事業・介護サービス事業	2,394	907	735		752
7 市場事業・と畜場事業	128	74	50		4
8 地域開発事業	1,339				1,339
9 下水道事業	13,678	4,349	5,142		4,187
10 観光その他事業	130		17		113
計	24,646	7,981	8,547		8,118
合 計	88,658	27,194	13,830		47,634
三公営企業借換債					
四 臨時財政対策債	51,486	15,446	5,000		31,040
五 退職手当債	5,700				5,700
六 国の予算等貸付金債	(1,825)			(1,825)	
総 計	(1,825)	42,640	18,830	(1,825)	84,374

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額 (通 年)	貸 付 額			
		当年度分	過年度分	総 額	構成比
一般会計債					
公営住宅事業	25,800	-	13,862	13,862	3.9
一般事業	13,400	-	7,634	7,634	2.1
地域活性化事業	200	-	-	-	-
防災対策事業	300	-	-	-	-
合併特例事業	2,300	-	-	-	-
地方道路等整備事業	237,800	-	100,455	100,455	28.1
一般会計債分 計	279,800	-	121,950	121,950	34.2
臨時財政対策債	300,000	-	-	-	-
一般会計債等分 計	579,800	-	121,950	121,950	34.2
公営企業債					
水道事業 (上水道)	148,200	-	10,101	10,101	2.8
(簡易水道)	17,700	-	10,565	10,565	3.0
交通事業 (一般交通)	5,900	-	92	92	0.0
(都市高速鉄道)	79,100	-	3,306	3,306	0.9
病院事業	72,700	-	2,597	2,597	0.7
下水道事業	498,000	-	202,145	202,145	56.6
工業用水道事業	14,200	-	377	377	0.1
電気事業 (水力発電を除く)	700	-	408	408	0.1
(水力発電)	100	-	-	-	-
ガス事業	700	-	-	-	-
介護サービス事業	700	-	198	198	0.1
市場事業	3,900	-	1,360	1,360	0.4
と畜場事業	200	-	59	59	0.0
駐車場事業	400	-	-	-	-
港湾整備事業	5,800	-	3,406	3,406	1.0
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	900	-	403	403	0.1
公営企業債分 計	849,200	-	235,017	235,017	65.8
合 計	1,429,000	-	356,968	356,968	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているため計が一致しないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	当中間事業年度貸付額	
	金 額	構成比
都道府県	31,767	8.9
指定都市	19,942	5.6
市	262,174	73.4
町村	39,810	11.2
企業団・組合等	3,275	0.9
計	356,968	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているため計が一致しないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	186,348	715,726	224,978	278,713
公社貸付	609	9,177	639	2,219
計	186,957	724,903	225,617	280,932
長期貸付繰上償還				
一般貸付	89	2,003	89	2
公社貸付	4	200	4	0.1
計	93	2,202	93	2
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
水道事業	4,224,963	19.3	産業廃棄物処理事業	11,895	0.1
工業用水道事業	270,140	1.2	臨時地方道整備事業	4,514,169	20.7
一般交通事業	23,284	0.1	臨時河川等整備事業	250,835	1.1
都市高速鉄道事業	1,439,912	6.6	臨時高等学校整備事業	90,163	0.4
電気事業	72,467	0.3	一般貸付計	21,675,095	99.2
ガス事業	44,408	0.2			
港湾整備事業	112,583	0.5			
病院事業	527,333	2.4			
介護事業	25,833	0.1			
市場事業	93,941	0.4	道路公社	170,056	0.8
と畜場事業	6,689	0.0	公社貸付計	170,056	0.8
観光施設事業	8,494	0.0			
駐車場事業	96,643	0.4			
地域開発事業	55,805	0.3	合計	21,845,150	100.0
下水道事業	9,159,691	41.9			
公営住宅建設事業	645,847	3.0			

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	248	134,417	5,145	816,063	7,777	225,216	342	27,087		0	13,512	1,202,784
青森	219	54,115	1,825	231,708	1,317	41,133	117	15,194	3	80	3,481	342,230
岩手	225	81,505	2,503	239,899	772	30,320	76	4,433		0	3,576	356,157
宮城	368	115,108	3,982	365,956	2,300	65,362	95	11,976	20	3,169	6,765	561,571
秋田	235	48,019	4,494	205,688	1,204	18,679	6	86		0	5,939	272,472
山形	286	69,712	2,616	208,572	1,881	39,154	105	2,593	10	172	4,898	320,202
福島	307	57,723	3,393	275,588	2,884	68,095	185	25,590	3	389	6,772	427,385
茨城	471	127,755	5,728	313,414	1,182	34,426	193	20,145	4	1,114	7,578	496,854
栃木	170	48,801	2,823	221,773	1,148	33,177	3	4,078	21	1,661	4,165	309,489
群馬	295	73,145	3,505	198,967	1,651	37,101	41	7,540		0	5,492	316,753
埼玉	214	198,352	4,606	449,419	1,942	51,956	232	21,090	16	2,745	7,010	723,562
千葉	458	160,774	4,097	439,521	815	19,658	406	61,296	15	3,712	5,791	684,960
東京	139	227,263	1,734	206,727	231	6,536	12	13,435	7	858	2,123	454,819
神奈川	247	158,604	2,435	976,072	818	26,372	78	142,754	5	1,759	3,583	1,305,561
新潟	260	61,635	8,021	484,671	890	21,161	149	16,329		0	9,320	583,796
富山	297	66,437	3,390	218,065	428	23,999	111	11,297	23	1,530	4,249	321,329
石川	203	46,332	2,542	241,121	1,188	52,293	9	1,324	10	1,414	3,952	342,475
福井	290	59,608	1,951	112,005	936	20,496	80	5,457	3	33	3,260	197,600
山梨	150	60,870	3,044	125,924	1,053	18,627	141	6,856	2	498	4,390	212,774
長野	237	71,098	4,142	350,209	3,158	94,832	187	13,365	28	3,717	7,752	533,221
岐阜	169	51,685	4,170	248,975	1,114	34,584	1	30	8	662	5,462	335,937
静岡	364	109,158	4,378	406,464	628	19,643	89	14,682	26	2,259	5,485	552,206
愛知	349	195,805	4,532	781,018	1,220	35,217	140	9,734	60	50,130	6,301	1,071,903
三重	444	100,832	3,625	240,432	926	25,505	26	3,467	7	159	5,028	370,395
滋賀	231	67,007	3,605	231,199	842	19,035	65	4,714	11	1,368	4,754	323,324
京都	213	63,296	3,027	478,731	874	23,501	5	3,613	17	2,405	4,136	571,546
大阪	389	179,178	4,561	1,318,452	696	19,979	36	1,754	87	27,770	5,769	1,547,133
兵庫	360	168,315	7,016	851,768	1,572	71,792	271	74,074	91	19,083	9,310	1,185,032
奈良	261	97,164	2,115	127,055	1,608	39,647	2	247	7	4,890	3,993	269,003
和歌山	132	28,428	1,298	130,111	948	36,618	13	2,276	2	14	2,393	197,447
鳥取	181	28,436	1,310	97,607	1,803	49,139	23	1,033		0	3,317	176,215
島根	228	59,287	2,087	190,583	487	21,929	37	2,246		0	2,839	274,045
岡山	338	131,250	4,470	413,885	1,199	34,105	104	31,009		0	6,111	610,249
広島	411	93,602	4,198	584,153	879	30,310	2	1,010	18	10,609	5,508	719,683
山口	456	92,666	4,097	203,765	515	12,561	145	12,729	4	570	5,217	322,290
徳島	218	37,352	1,150	83,669	694	21,626	3	195		0	2,065	142,842
香川	249	42,984	2,068	100,735	777	18,679	5	277		0	3,099	162,675
愛媛	172	33,814	2,195	193,470	539	16,518	14	912		0	2,920	244,713
高知	147	27,180	1,213	122,274	530	15,018	3	6,993	7	367	1,900	171,832
福岡	139	67,272	3,959	867,918	1,576	68,785	220	25,576	36	21,682	5,930	1,051,233
佐賀	34	16,821	1,439	121,604	512	23,111	114	14,971	2	119	2,101	176,626
長崎	160	34,879	2,369	203,254	581	17,482	22	1,936	18	1,892	3,150	259,443
熊本	214	35,263	2,610	231,768	1,507	45,197	33	2,876	11	358	4,375	315,462
大分	131	39,845	2,056	143,535	132	3,772		0	11	1,702	2,330	188,854
宮崎	208	48,517	1,858	160,967	814	25,527	3	189		0	2,883	235,199
鹿児島	173	60,448	2,185	170,079	845	22,688	4	1,114	7	1,167	3,214	255,495
沖縄	233	68,676	1,245	66,122	741	11,673	34	1,901		0	2,253	148,373
合計	11,923	3,900,419	150,812	15,450,958	58,134	1,692,234	3,982	631,484	600	170,056	225,451	21,845,150

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(114件、30,633百万円)を含みます。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行総額は3,220億円（額面）であり、その内訳は10年債1,600億円、20年債1,000億円、その他債620億円となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行額は10年債1,500億円（額面）となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債4,200億円（額面）を発行しました。

この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の当中間事業年度末発行残高は18兆7,857億円（額面）となっております。

なお、機構債券の発行条件は、以下のとおりであります。

当中間事業年度債券発行状況

地方公営企業等金融機構債

（地方金融機構債）

区分 回号	発行額 （億円）	表面利率 （%）	発行価額	払込日 （平成年月日）	満期日 （平成年月日）
10年第3回	300	1.650	100.00	21.4.28	31.4.26
10年第4回	300	1.593	100.00	21.5.28	31.5.28
20年第2回	350	2.290	100.00	21.4.30	41.4.27

償還方法：満期一括償還

（縁故債）

区分 回号	発行額 （億円）	表面利率 （%）	発行価額	払込日 （平成年月日）	満期日 （平成年月日）
A号第1回	600	1.73	100.00	21.4.30	31.4.30
A号第2回	600	1.69	100.00	21.5.26	31.5.24

償還方法：満期一括償還

（政府保証債）

区分 回号	発行額 （億円）	表面利率 （%）	発行価額	払込日 （平成年月日）	満期日 （平成年月日）
10年第7回	700	1.4	99.65	21.4.15	31.4.15
10年第8回	700	1.5	100.00	21.5.25	31.5.24

償還方法：満期一括償還

地方公共団体金融機構債

(地方金融機構債)

区分 回号	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
10年第1回	250	1.648	100.00	21.6.18	31.6.28
10年第2回	250	1.406	100.00	21.7.21	31.7.26
10年第3回	250	1.573	100.00	21.8.20	31.8.28
10年第4回	250	1.457	100.00	21.9.17	31.9.27
20年第1回	300	2.266	100.00	21.6.25	41.6.28
20年第2回	350	2.266	100.00	21.8.13	41.8.28
F1回	250	1.141	100.00	21.7.22	29.6.20
F2回	100	2.077	100.00	21.7.23	39.7.28
F3回	100	1.993	100.00	21.7.27	37.7.28
F4回	50	2.200	100.00	21.9.17	42.9.27
F5回	70	2.016	100.00	21.9.30	38.9.28
F6回	50	2.138	100.00	21.9.25	40.9.28

償還方法：満期一括償還

(縁故債)

区分 回号	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
A号第1回	300	1.53	100.00	21.7.31	31.7.31

償還方法：満期一括償還

(政府保証債)

区分 回号	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額	払込日 (平成年月日)	満期日 (平成年月日)
10年第1回	700	1.5	99.25	21.6.15	31.6.14
10年第2回	700	1.4	99.90	21.7.15	31.7.12
10年第3回	700	1.5	99.90	21.8.17	31.8.16
10年第4回	700	1.3	99.35	21.9.14	31.9.13

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成21年度経営計画並びに平成21年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

なお、平成21年度地方債計画の改定に伴い、平成21年6月29日に開催された第7回代表者会議において所要の改定又は補正を行っております。

①平成21年度経営計画（改定後）

I 平成21年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成21年度貸付計画の概要

平成21年度地方債計画（改定後）における機構資金（18,830億円）を踏まえ、14,290億円を計上。（対前年度比908億円、6.8%の増。）（詳細は別表のとおり。）

3. 貸付対象の拡大への適切な対応

(1) 地方公営企業等金融機構法の改正により、公営企業に係る地方債以外の地方債の資金の貸付けも対象とされ、平成21年度地方債計画において、一般単独事業及び臨時財政対策債に機構資金が計上されたことを踏まえ、平成21年度の貸付対象を従前より拡大する。

(2) これらの事業に対し、その事業の内容及び性格等を十分踏まえ、貸付利率、償還年限等の貸付条件を適切に設定し貸付けを行う。

4. 貸付条件

貸付条件のうち、償還年限について最長28年としていたものを30年に延長するなど一部見直しのうえ貸付けを行う。

5. 審査

貸付対象の拡大に伴う貸付審査業務の増加を踏まえ、引き続き市場の信認を得られるよう、貸付けに際し必要な審査を適切に実施するものとする。

平成21年度事業別貸付計画（改定後）

（単位：億円）

事業等名	区分	平成21年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成20年度 貸付計画額 （公庫+機構）〕
			当年度分	過年度分	合計		
一般会計債	公営住宅事業	258	2	256	258	256	272
	一般事業	134	1	133	134	133	136
	地域活性化事業	209	2	—	2	207	—
	防災対策事業	301	3	—	3	298	—
	合併特例事業	2,336	23	—	23	2,313	—
	地方道路等整備事業	2,045	20	2,358	2,378	2,025	2,441
	計	5,283	51	2,747	2,798	5,232	2,849
	臨時財政対策債	5,000	3,000	—	3,000	2,000	—
	（一般会計債等分計）	10,283	3,051	2,747	5,798	7,232	2,849
公営企業債	水道事業（上水道）	1,408	563	919	1,482	845	1,562
	（簡易水道）	168	67	110	177	101	186
	交通事業（一般交通）	67	27	32	59	40	56
	（都市高速鉄道）	749	300	491	791	449	836
	病院事業	733	293	434	727	440	654
	下水道事業	5,142	2,056	2,924	4,980	3,086	4,916
	工業用水道事業	144	58	84	142	86	150
	電気事業（水力発電を除く）	5	2	5	7	3	9
	（水力発電）	2	1	0	1	1	0
	ガス事業	7	3	4	7	4	8
	介護サービス事業	2	1	6	7	1	9
	市場事業	47	19	20	39	28	27
	と畜場事業	3	1	1	2	2	2
	駐車場事業	2	1	3	4	1	10
	有料道路事業	—	—	—	—	—	1
	小計	8,479	3,392	5,033	8,425	5,087	8,426
	港湾整備事業	53	21	37	58	32	62
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	15	6	3	9	9	10
	地域開発事業	—	—	—	—	—	5
	小計	68	27	40	67	41	77
	計	8,547	3,419	5,073	8,492	5,128	8,503
	公営企業借換債	—	—	—	—	—	2,000
	合計	18,830	6,470	7,820	14,290	12,360	13,352
	地方公社	—	—	—	—	—	30
	総計	18,830	6,470	7,820	14,290	12,360	13,382

注1）事業等は、平成21年度地方債計画に基づき区分した。

注2）当年度分の貸付計画額は、一般会計債については地方債計画額の1%相当額、臨時財政対策債については地方債計画額の60%相当額、公営企業債については地方債計画額の40%相当額をそれぞれ計上した。

注3）過年度分は、前年度からの繰越分であり、一般会計債については前年度地方債計画額の99%相当額、公営企業債については前年度地方債計画額の60%相当額をそれぞれ計上した。

注4）地方債計画改定に伴う増額分については、公営企業債増額分の40%相当額を当年度分に計上した。

II 平成21年度の債券発行について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 平成21年度債券発行計画の概要

- (1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募機構債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受による縁故債の発行を組み合わせで行うこととし、平成21年度においては、政府保証のない公募機構債を6,000億円（うち10年債を3,000億円、20年債を2,000億円、5年債・その他1,000億円）、縁故債を4,000億円（全額10年債）発行する予定。
- (2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成21年度においては、8,200億円を発行する予定。

3. 機構債券発行の基本的スタンス

必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら債券発行を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

①資本市場のニーズに合致した債券発行

安定的な資金調達を行っていく観点から、10年債の発行を中心としつつ、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理の観点や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な債券発行に努める。

②債券発行の手法

債券発行を行うに当たっては、特に10年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図りつつ、他の年限についても、計画的かつ機動的な債券発行を行う。

③多様な市場における債券発行

公営公庫時代に培ったJFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

①適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

②積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。

③平成21年度債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成21年3月及び9月に債券発行計画の公表を実施する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

Ⅲ 平成21年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

経営審議委員会、会計監査人のチェックをはじめとして、機構内部においても、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部から独立したリスク管理統括室により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に極めて大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が非常に大きいという特色を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 特に、公営公庫時代と異なり、機構においては、中長期の観点からのALMを本格的に開始させ、その下で債券発行等のオペレーションを行うこととする。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標を設定し、当該指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、平成21年度においては、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行い、またその評価を実施する。

また、平成21年度決算分から法令に基づき内部統制報告書を作成することから（平成22年度当初に作成予定）、平成21年度中にそのために必要な準備を進める。

Ⅳ 平成21年度地方支援業務について

1. 基本的な考え方

今後発行市場の自由化が一層進展すると想定されるなど、地方債を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方公共団体がこうした環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために、地方公共団体等のニーズを十分に把握しながら、「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の3分野にわたり必要な支援を実施する。

なお、平成23年度以降の事業の本格的な展開を目指し、平成22年度までを「地方支援業務の事業展開の基盤づくり」の時期を位置付け、事業を展開する。

2. 平成21年度における具体的な事業展開について

「調査研究・情報提供」、「人材育成」、「資金調達に係る実務支援」の3分野における具体的な平成21年度実施予定事業は以下のとおり。

(1) 「調査研究・情報提供」分野

調査研究事業として国内における各地方公共団体の銀行等引受債（縁故債）の実態に関する分析や、諸外国の地方債制度や地方債共同発行機関の実態等について、継続的な定点観測及び分析を実施する。

情報提供事業として地方公営企業調査研究の成果について、情報提供する。

(2) 「人材育成」分野

地方自治関係団体が地方公共団体職員に対して実施する研修会等のザポートや、平成20年度より実施しているOJT研修を引き続き実施し、地方公共団体職員の金融関連業務に係る実務能力の育成を図る。

(3) 「資金調達に係る実務支援」分野

地方債関係団体や市場公募債発行団体との合同 I Rを実施するほか、個別地方公共団体の公募地方債発行を支援する。

②平成21年度補正事業計画

- 1 平成 21 年度における貸付金は、1,429,000 百万円を予定している。
- 2 平成 21 年度における貸付回収金は、1,473,928 百万円を予定している。
- 3 平成 21 年度における地方公営企業等金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び縁故債）1,000,000 百万円、政府保証機構債 820,000 百万円、合計 1,820,000 百万円を予定している。
- 4 平成 21 年度における債券償還金は、2,385,492 百万円を予定している。
- 5 平成 21 年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、国内外の地方債に関する調査研究事業、情報提供事業及び人材育成事業等の実施を予定している。
- 6 平成 21 年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、4,062 百万円を予定している。

③平成21年度補正資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,130,451
貸付金	1,429,000
債券償還金	2,385,492
事業損金	315,459
事務費	2,562
支払利息	307,824
債券発行費	4,787
元利金支払手数料	286
固定資産取得費	479
その他	22
資金収入合計	3,865,458
貸付回収金	1,473,928
地方公営企業等金融機構債券	1,820,000
事業益金	558,463
公営競技納付金	9,000
雑収入	4,067
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△264,993
前期末現金預け金	1,204,672
期末現金預け金	939,679

(注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。

2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成21年度補正予算

平成 21 年度の補正予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公営企業等金融機構債券の限度額は、1,820,000 百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項で定める地方公営企業等金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。

2. 平成21年度 補正 予定損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	562,178
資金運用収益	562,026
貸付金利息	558,117
預け金利息	3,909
役務取引等収益	133
その他経常収益	19
経常費用	320,967
資金調達費用	309,617
債券利息	309,270
その他の支払利息	347
役務取引等費用	272
その他業務費用	4,559
営業経費	3,143
人件費	897
業務費	1,531
その他の営業経費	715
その他経常費用	3,376
公営企業健全化基金組入額	3,376
経常利益	241,211
特別利益	234,996
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000
利差補てん積立金取崩額	14,996
特別損失	462,047
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	242,047
当期純利益	14,160

3. 平成21年度 補正 予定貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,162,272	債券	18,486,289
現金預け金	939,679	その他負債	18,575
その他資産	17,106	賞与引当金	59
有形固定資産	3,024	退職給付引当金	270
無形固定資産	1,292	公営企業健全化基金	905,506
		基本公営企業健全化基金	900,355
		組入公営企業健全化基金	5,151
		特別法上の準備金等	3,648,404
		金利変動準備金	440,000
		公庫債権金利変動準備金	3,094,506
		利差補てん積立金	113,898
		負債の部合計	23,059,103
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	1,903
		一般勘定積立金	1,903
		管理勘定利益積立金	45,765
		純資産の部合計	64,270
資産の部合計	23,123,373	負債及び純資産の部合計	23,123,373

⑤収支に関する中期的な計画（補正）（平成21年度～平成23年度）

(単位：億円)

科 目	21年度計画	22年度計画	23年度計画
経 常 収 益	5,620	5,670	5,840
経 常 費 用	3,210	3,300	3,540
経 常 利 益	2,410	2,370	2,300
特 別 損 益	△ 2,270	△ 2,000	△ 1,690
当 期 純 利 益	140	370	610

(注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本発行情報概要書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 21 年 9 月 30 日現在において機構が判断したものであります。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含めこれまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・平成 19 年 6 月に公布された地方公共団体財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構全体の貸付残高は平成 21 年 9 月 30 日現在で 21 兆 8,451 億円となっておりますが、そのうち 1%弱程度の 1,701 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて正常債権となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の 1%強程度となっております。

②市場取引に係る信用リスク

機構は、取引先金融機関の財務状況等の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクを負っております。これに対し、取引先の財務状況等を随時モニタリングすることや、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定することにより、信用リスクの管理を適切に行っております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年、平均約 25 年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達の間隔の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の間隔の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当中間事業年度末の金利変動準備金は、3兆4,243 億円となっております。
- ・今後、資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の、金利変動準備金等の自己資本に対する比率）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする中期（平成 25 年度末）の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めてまいります。

②為替リスク等

機構は、債券発行に伴う元利金について、外債建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における元利償還金の変動に係るリスクを負っております。このようなリスクに対しては、スワップ取引によりヘッジしております。

また、機構は、余裕金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

機構は、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）や、市場の混乱等によ

り、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めるとともに、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理することで、流動性リスクを極小化しております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理ポリシー」、「システムリスク管理スタンダード」等を制定し、適切に運用しております。

また、機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合、又は使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 【中間財務諸表等】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,806億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,805億円であります。また、経常費用は1,522億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,469億円であります。

この結果、経常利益は1,283億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰り入れに伴う公庫債権金利変動準備金取崩額2,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額76億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円と、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,296億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は63億円となっております。なお中間純利益の勘定別の内訳は、一般勘定が28億円、管理勘定が35億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆2,840億円、負債の部につきましては債券等の23兆2,257億円、純資産の部につきましては地方公共団体出資金等583億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,860億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは2,936億円の支出となり、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は2,479億円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条の第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりであり、出資総額は機構の設立時（平成20年8月1日）と変更ありません。

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,400,000
市・特別区	806	9,127,600
町 村	991	1,074,500
合 計	1,844	16,602,100

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 機構の中間財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に準じて作成しております。

(2) 中間会計期間に係る当説明書類は、最初に作成するものでありますので、以下に掲げる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については、前中間会計期間との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間事業年度 平成 21 年 9 月 30 日		前事業年度 平成 21 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	21,845,150	93.82	22,215,288	95.06
有価証券		1,168,780	5.02	874,832	3.74
現金預け金		247,956	1.06	255,591	1.10
その他資産		18,312	0.08	20,051	0.09
有形固定資産	1	2,980	0.01	3,010	0.01
無形固定資産		853	0.00	842	0.00
資産の部合計	3	23,284,034	100.00	23,369,616	100.00
(負債の部)					
債券		18,765,647	80.59	18,978,163	81.21
その他負債		17,785	0.08	19,756	0.08
賞与引当金		54	0.00	47	0.00
役員賞与引当金		8	0.00	7	0.00
退職給付引当金		209	0.00	202	0.00
役員退職慰労引当金		53	0.00	51	0.00
地方公共団体健全化基金		896,345	3.85	894,675	3.83
基本地方公共団体健全化基金		892,875	3.83	892,875	3.82
組入地方公共団体健全化基金		3,469	0.01	1,800	0.01
特別法上の準備金等	4	3,545,611	15.23	3,423,622	14.65
金利変動準備金		440,000	1.89	220,000	0.94
公庫債権金利変動準備金		2,984,345	12.82	3,074,728	13.16
利差補てん積立金		121,265	0.52	128,894	0.55
負債の部合計		23,225,715	99.75	23,316,529	99.77
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		4,163	0.02	1,295	0.01
一般勘定積立金		1,295	0.01	1,295	0.01
一般勘定中間未処分利益		2,868	0.01	-	-
評価・換算差額等		△1,163	△0.00	-	-
管理勘定利益積立金		38,716	0.17	35,190	0.15
管理勘定利益積立金		35,190	0.15	35,190	0.15
管理勘定中間未処分利益		3,526	0.02	-	-
純資産の部合計		58,318	0.25	53,087	0.23
負債及び純資産の部合計		23,284,034	100.00	23,369,616	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間事業年度 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日		前事業年度 自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		280,672	100.00	291,330	100.00
資金運用収益		280,558		291,288	
役務取引等収益		107		33	
その他経常収益		6		8	
経常費用		152,290	54.26	160,632	55.14
資金調達費用		146,978		155,235	
役務取引等費用		136		134	
その他業務費用		2,300		2,233	
営業経費		1,204		1,203	
その他経常費用		1,669		1,826	
地方公共団体健全化基金組入額		1,669		1,800	
その他の経常費用		-		26	
経常利益		128,382	45.74	130,697	44.86
特別利益		227,628	81.10	307,872	105.68
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	220,000		300,000	
利差補てん積立金取崩額		7,628		7,872	
特別損失		349,616	124.56	418,144	143.53
金利変動準備金繰入額		220,000		-	
公庫債権金利変動準備金繰入額		129,616		118,144	
国庫納付金	2	-		300,000	
中間純利益	1	6,394	2.28	20,425	7.01

③ 【中間純資産変動計算書】

		当中間事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日	前事業年度 自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
出資者資本			
地方公共団体出資金			
前事業年度末残高		16,602	—
当中間事業年度変動額			
出資金の受入		—	16,602
当中間事業年度変動額合計		—	16,602
当中間事業年度末残高		16,602	16,602
利益剰余金			
一般勘定積立金			
前事業年度末残高		1,295	—
当中間事業年度変動額			
中間純利益		—	1,295
当中間事業年度変動額合計		—	1,295
当中間事業年度末残高		1,295	1,295
一般勘定中間未処分利益			
前事業年度末残高		—	—
当中間事業年度変動額			
中間純利益		2,868	—
当中間事業年度変動額合計		2,868	—
当中間事業年度末残高		2,868	—
利益剰余金合計			
前事業年度末残高		1,295	—
当中間事業年度変動額			
中間純利益		2,868	1,295
当中間事業年度変動額合計		2,868	1,295
当中間事業年度末残高		4,163	1,295
出資者資本合計			
前事業年度末残高		17,897	—
当中間事業年度変動額			
出資金の受入		—	16,602
中間純利益		2,868	1,295
当中間事業年度変動額合計		2,868	17,897
当中間事業年度末残高		20,765	17,897
評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益			
前事業年度末残高		—	—
当中間事業年度変動額			
中間純利益		—	—
出資者資本以外の項目の中間事業年 度中の変動額		△1,163	—
当中間事業年度変動額合計		△1,163	—
当中間事業年度末残高		△1,163	—
管理勘定利益積立金			

前事業年度末残高	35,190	—
当中間事業年度変動額		
公営企業金融公庫承継資産等の受入	—	16,060
中間純利益	—	19,129
当中間事業年度変動額合計	—	35,190
当中間事業年度末残高	35,190	35,190
管理勘定中間未処分利益		
前事業年度末残高	—	—
当中間事業年度変動額		
中間純利益	3,526	—
当中間事業年度変動額合計	3,526	—
当中間事業年度末残高	3,526	—
純資産合計		
前事業年度末残高	53,087	—
当中間事業年度変動額		
出資金の受入	—	16,602
公営企業金融公庫承継資産等の受入	—	16,060
中間純利益	6,394	20,425
出資者資本以外の項目の中間事業年度中の変動額	△1,163	—
当中間事業年度変動額合計	5,231	53,087
当中間事業年度末残高	58,318	53,087

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日	自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間純利益		6,394	20,425
減価償却費		137	123
資金運用収益		△280,558	△ 291,288
資金調達費用		146,978	155,235
賞与引当金の増加額 (△は減少額)		6	△ 5
役員賞与引当金の増加額		0	6
退職給付引当金の増加額		6	10
役員退職慰労引当金の増加額		2	26
地方公共団体健全化基金の増加額		1,669	1,800
金利変動準備金の増加額		220,000	-
公庫債権金利変動準備金の増加額 (△は減少額)		△90,383	118,144
利差補てん積立金の減少額		△7,628	△ 7,872
貸付金の純増(△)減		370,137	243,369
債券の純増減(△)		△214,613	△ 363,477
資金運用による収入		281,665	289,975
資金調達による支出		△147,483	△ 151,043
その他		△314	△ 40
営業活動によるキャッシュ・フロー		286,017	15,388
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		2,566,000	2,895,550
有価証券の取得による支出		△2,859,533	△ 2,422,893
有形固定資産の取得による支出		△6	-
無形固定資産の取得による支出		△112	△ 20
投資活動によるキャッシュ・フロー		△293,651	472,635
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		-	△ 300,000
公営競技納付金還付支出		-	△ 10,479
出資金の受入による収入		-	16,602
その他	1	-	△ 16,455
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	△ 310,332
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		△7,634	177,692
VI 現金及び現金同等物の期首残高		255,591	-
VII 資産負債承継による資金増加額		-	77,898
VIII 現金及び現金同等物の中間期末残高		247,956	255,591

重要な会計方針

項目	当中間事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	前事業年度 自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、 役員の退職慰労金の支出 に備えるため、内規に基づ く支給見込額のうち、当中 間事業年度末までに発生 していると認められる額 を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、 役員の退職慰労金の支出 に備えるため、内規に基づ く支給見込額のうち、当事 業年度末までに発生して いると認められる額を計 上しております。</p>
--	---	---

<p>7. ヘッジ会計の方法</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券 b ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワ</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還 b ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払 c ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるとため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>
--------------------	--	--

	<p>ップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しています。</p>	
8. 中間キャッシュ・フロー(キャッシュ・フロー)計算書における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>機構法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	<p>機構法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための公営企業健全化基金を設けております。また、機構法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p> <p>なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第398号)による改正前の地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。</p>

<p>10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公営企業等金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
<p>11. 利差補てん積立金の会計処理</p>	<p>公営企業金融公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
<p>12. 管理勘定利益積立金の会計処理</p>	<p>—————</p>	<p>管理勘定において生じた利益については、機構法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>
<p>13. 消費税等の会計処理</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

注記事項等

(貸借対照表関係)

項目	当中間事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	前事業年度 自 平成20年8月1日 至 平成21年3月31日
1. 有形固定資産の減価償却累計額	70 百万円	35 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	同左
3. 担保提供資産	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を	機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を

	地方公共団体金融機構債券等 18,765,647 百万円の一般担保に供しております。	地方公営企業等金融機構債券等 18,978,163 百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等	(1) 金利変動準備金 機構法第 38 条第 1 項、第 3 項及び機構法附則第 9 条第 8 項の規定に準ずるものであります (2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第 9 条第 9 項及び第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に準ずるものであります。	(1) 金利変動準備金 機構法第 38 条第 1 項、第 3 項及び機構法附則第 9 条第 8 項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 機構法附則第 9 条第 9 項及び第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づくものであります。
	(3) 利差補てん積立金 機構法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づくものであります。	(3) 利差補てん積立金 同左

(損益計算書関係)

項目	当中間事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日	前事業年度 自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日
1. 当期純利益の勘定別内訳	一般勘定 2,868 百万円 管理勘定 3,526 百万円	一般勘定 1,295 百万円 管理勘定 19,129 百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	—	「平成 20 年度における地方公営企業等金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 21 年総務・財務省令第 1 号。以下「国帰属省令」という。）の規定に基づき、当事業年度に 300,000 百万円の公庫債権金利変動準備金が国に帰属したことにより、同準備金を取り崩し、同額の国庫納付を行っております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

項目	当中間事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日	前事業年度 自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 3月 31日
1. III 財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」について	—	公営企業金融公庫時の政府出資金であり、承継資産等貸借対照表のその他負債に係る支出であります。
2. 重要な非資金取引について	—	平成 20 年 10 月 1 日、当機構は機構法附則第 9 条第 1

		項、第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公営企業金融公庫から資産及び負債を承継しております。
--	--	--

(有価証券関係)

当中間事業年度

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	816,780	816,737	△42	0	△42

(注) 1. 時価は、当中間事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

	金額
譲渡性預金	352,000

(デリバティブ取引関係)

当中間事業年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります

(2) 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨建て預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

①ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券
- b ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- c ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取

③ヘッジ方針

債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。

④ヘッジ有効性評価の方法

債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しています。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

当機構のデリバティブ取引には、全てヘッジ会計が適用されておりますので、注記の対象から除いております。

(勘定別情報関係)

当中間事業年度

勘定別情報(中間貸借対照表関係)

(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	830,292	21,014,857		21,845,150
有価証券	1,168,780			1,168,780
現金預け金	247,956			247,956
その他資産	3,061	15,251		18,312
有形固定資産	2,980			2,980
無形固定資産	853			853
一般勘定貸		1,154,285	△ 1,154,285	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	892,875		△ 892,875	
資産の部合計	3,146,800	22,184,394	△ 2,047,160	23,284,034
負債の部				
債券	631,889	18,133,758		18,765,647
その他負債	4,352	13,432		17,785
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	209			209
役員退職慰労引当金	53			53
地方公共団体健全化基金	896,345			896,345
基本地方公共団体健全化基金	892,875			892,875
組入地方公共団体健全化基金	3,469			3,469
管理勘定借	1,154,285		△ 1,154,285	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		892,875	△ 892,875	
特別法上の準備金等	440,000	3,105,611		3,545,611
金利変動準備金	440,000			440,000
公庫債権金利変動準備金		2,984,345		2,984,345
利差補てん積立金		121,265		121,265
負債の部合計	3,127,198	22,145,677	△ 2,047,160	23,225,715
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	4,163			4,163
一般勘定積立金	1,295			1,295
一般勘定中間未処分利益	2,868			2,868
評価・換算差額等	△ 1,163			△ 1,163

管理勘定利益積立金		38,716		38,716
管理勘定利益積立金		35,190		35,190
管理勘定中間未処分利益		3,526		3,526
純資産の部合計	19,602	38,716		58,318
負債及び純資産の部合計	3,146,800	22,184,394	△ 2,047,160	23,284,034

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が公営企業金融公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、機構法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	20,505	282,867	△ 22,701	280,672
資金運用収益	7,890	272,668		280,558
役務取引等収益	107			107
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	479		△ 479	
地方公共団体健全化基金受取利息	12,021		△ 12,021	
一般勘定貸受取利息		388	△ 388	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		9,811	△ 9,811	
経常費用	17,637	157,353	△ 22,701	152,290
資金調達費用	3,581	143,397		146,978
役務取引等費用	3	133		136
その他業務費用	1,048	1,252		2,300
営業経費	1,135	69		1,204
その他経常費用	1,669			1,669
地方公共団体健全化基金組入額	1,669			1,669
管理勘定借支払利息	388		△ 388	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	9,811		△ 9,811	
一般勘定事務委託費		479	△ 479	
地方公共団体健全化基金支払利息		12,021	△ 12,021	
経常利益	2,868	125,514		128,382
特別利益	220,000	227,628	△ 220,000	227,628
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		7,628		7,628
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
特別損失	220,000	349,616	△ 220,000	349,616
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		129,616		129,616
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	2,868	3,526		6,394

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 21 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 247,956 百万円その他であります。
その他資産	前払費用 2,465 百万円、未収収益 15,251 百万円（貸付金利息 14,890 百万円その他）、その他の資産 595 百万円（未収金 478 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債	未払費用 13,573 百万円、前受収益 477 百万円、その他の負債 3,728 百万円（未払金 2,531 百万円その他）その他であります。
-------	--

(4) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月4日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊雄司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 暢 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村 俊 克 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤 克 彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張 健 印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令（法、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令をいう。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第5【経理の状況】に掲げられている中間財務諸表は、独立監査人の監査を受けた中間財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。